

大学院統合生命科学研究科の
博士課程前期及び博士課程後期早期修了の申合せ

2020 年 4 月 2 日代議員会承認

2025 年 7 月 17 日代議員会承認

広島大学大学院規則第 43 条及び第 44 条により、**特に優れた業績を上げたと認める者**について、以下の要件を満たす場合に早期修了の審査対象とすることができるものとする。

博士課程前期早期修了の申請要件：

早期修了申請書提出時（9 月修了にあつては 4 月 15 日、3 月修了にあつては 10 月 15 日締切）において、①審査制度のある学術誌に申請者が第一著者として発表した論文 1 報以上受理されていること及び②早期修了希望時期までに博士課程前期の修了要件を満たす見込みが十分あること。

博士課程後期早期修了の申請要件：

早期修了申請書提出時（9 月修了にあつては 4 月 15 日、3 月修了にあつては 10 月 15 日締切）において、①博士課程後期の学位審査願提出要件の一つである参考論文（学位要件論文）について、審査制度のある学術誌に申請者が第一著者として発表した論文が 1 報以上受理されていること、②学位論文申請書類（学位審査願、学位論文、論文目録、論文の要旨、履歴書、参考論文、博士の学位論文の提出及び公表に係る確認書（申請書）、剽窃チェック画面の写）を提出していること及び③早期修了希望時期までに博士課程後期の修了要件を満たす見込みが十分あること。

ただし、参考論文（学位要件論文）については、博士課程後期の在学期間中に実施した研究内容を主としたものであること。（社会人特別入試（博士課程後期）短期修了コース入学生を除く。）

博士課程前期早期修了及び博士課程後期早期修了の申請受理及び審査について：

学務委員会で申請要件を確認した後、プログラム教員会で特に優れた業績かどうか審査した上で、代議員会において、早期修了対象の可否を判定する。

なお、早期修了の対象として認められた者については、一般の論文審査に準じた手続を経ることとする。

ただし、博士課程後期については、論文審査委員会に外部審査委員を含めるものとする。

附 則

この申合せは、令和 2 年 4 月 2 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この申合せは、令和 7 年 7 月 17 日から施行する。